

「働くこと」を考える

公益委員 田中佐和子

「働く」という言葉について辞書を引くと、一番目に「仕事をする」、「労働する」と書いてありました。

この二つは、一般的には働いてお金をもらうという同じような意味で使われる言葉ですが、ある本には、「労働」は生きるために行うこと、「仕事」は創造性のあることを行うこととありました。ちなみに、お金のためではなく自発的に行うことは「活動」だということでした。

このように考えると、働いてお金を得ているという外形は同じようでも、それが労働か仕事かで、その人の心身に与える影響はずいぶんと違ってくるのではないのでしょうか。

会社でやりがいをもって働くことができれば、それは「仕事」ということになりますが、職場にパワハラや長時間労働などがあると、なかなか「労働」を「仕事」にもっていくことは難しいように思います。

この場合、働くことを「労働」と割り切って、創造性や生きがいはほかに求める、「仕事」を求めて転職するなどの選択肢があるでしょう。

私も転職しているので、転職は十分検討に値すると考えていますが、転職するためには「退職」が必要です。

また、「退職」には、自身の健康状態や家族の事情によるやむを得ない場合もあります。

この「退職すること」に関して、最近「退職代行サービス」という言葉をよく耳にします。

報道などで見聞きする限り、退職について知識さえあれば、わざわざ料金を支払ってサービスを利用する必要はなさそうなケースも多いようでした。

退職については、民法等法律に定めがあり、「正社員」のように期間の定めのない雇用契約の場合、原則として2週間前に退職の意思を告げることにより退職することが認められていますし、月給制など「期間によって報酬を定めた場合」には、期間の前半までに申入れをすることにより、次期からの雇用契約を終了させる、つまり、月の前半までに退職を申し出ることにより次月から退職できることが可能になります。

一方、契約社員など期間の定めのある社員は、期間終了まで退職することはできませんが、病気など「やむを得ない事由」があれば契約期間中の退職も認められる可能性がありますし、最初の契約から1年以上が経過した日以後は、いつでも退職することができます。

退職に関しては「就業規則」に定めがあることもありますので、その確認も必要です。

このように、労働者には退職の自由があります。在職強制、退職妨害などの場合には、そもそも代行サービスでは対応不能で、弁護士などへの依頼が必要になることもあります。

働く方々には、是非とも必要な知識を身につけていただきたいと思います。